

明治大学専門職大学院学則

2008年3月28日制定

2007年度規則第21号

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条の2）
- 第2章 教育組織（第6条・第7条）
- 第3章 教職員組織（第8条・第9条）
- 第4章 運営組織（第10条－第23条）
- 第5章 課程修了の要件
 - 第1節 教育課程、履修方法等（第24条－第28条）
 - 第2節 成績評価及び試験（第29条－第32条）
 - 第3節 学位（第33条－第35条）
- 第6章 学年、学期、休日及び休業日（第36条・第37条）
- 第7章 入学、留学、休学、復学、退学及び再入学（第38条－第50条）
- 第8章 学費等（第51条－第53条）
- 第9章 委託学生、科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、交換留学生、学部履修生及び特別聴講学生（第54条－第59条の3）
- 第10章 他の専門職大学院等との交流（第60条）
- 第11章 教育施設等（第61条・第62条の2）
- 第12章 厚生・保健施設及び奨学制度（第63条）
- 第13章 賞罰（第64条－第66条）
- 第14章 学則等の適用（第67条）
- 附則

第1章 総則

（設置）

第1条 明治大学大学院学則第1条第2項の規定に基づき、明治大学専門職大学院学則を定める。

（目的）

第2条 明治大学専門職大学院（以下「本専門職大学院」という。）は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（点検・評価・改善）

第3条 本専門職大学院は、前条の目的を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検し、評価するとともに、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(課程)

第4条 本専門職大学院の課程は、専門職学位課程とする。

(標準修業年限等)

第5条 専門職学位課程（第6条に規定する法務研究科を除く。）の標準修業年限は、2年とする。ただし、第27条の規定により本専門職大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本専門職大学院において修得したものとみなされる場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められる者については、第12条第2項に規定する研究科教授会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学期間を短縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があると認められるときは、当該研究科教授会の議を経て、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限を1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができる。

3 本専門職大学院（第6条に規定する法務研究科を除く。）における最長在学期間は、4年を限度とする。ただし、前項の規定により標準修業年限を1年とした場合の最長在学期間は、2年を限度とする。

(法務研究科の標準修業年限等)

第5条の2 第6条に規定する法務研究科（以下「法務研究科」という。）の標準修業年限は、3年とする。ただし、次に掲げる者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 法務研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者（以下「法学既修者」という。）

(2) 第27条第1項の規定により法務研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を法務研究科の授業科目の履修により修得したものとみなされる場合であって当該単位の修得により法務研究科の教育課程の一部を履修したと認められる者

2 法務研究科における最長在学期間は、6年を限度とする。ただし、法学既修者にあつては、5年を限度とする。

第2章 教育組織

(研究科・専攻及びその目的)

第6条 本専門職大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

ガバナンス研究科	ガバナンス専攻
グローバル・ビジネス研究科	グローバル・ビジネス専攻
会計専門職研究科	会計専門職専攻
法務研究科	法務専攻

- 2 各研究科における専攻ごとの人材養成その他の教育研究上の目的については、別表3のとおりとする。
- 3 各研究科は、前項に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。
 - (1) 課程修了の認定に関する方針
 - (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - (3) 入学者の受入れに関する方針
- 4 前項各号の方針については、別に定める。
- 5 法務研究科は、専門職大学院設置基準第18条第1項の規定に定める法科大学院とする。

(入学定員・収容定員)

第7条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	55	110
グローバル・ビジネス研究科	グローバル・ビジネス専攻	85	170
会計専門職研究科	会計専門職専攻	80	160
法務研究科	法務専攻	40	120
合 計		260	560

第3章 教職員組織

(教員)

第8条 本専門職大学院の各研究科に、教授、准教授、講師、助教を置く。

(事務職員)

第9条 本専門職大学院に、必要な事務職員を置く。

第4章 運営組織

(専門職大学院長)

第10条 本専門職大学院に、専門職大学院長を置く。

- 2 専門職大学院長は、専門職大学院委員会を招集し、その議長となる。
- 3 専門職大学院長の選任方法は、別に定める。
- 4 専門職大学院長の任期は、2年とする。

(教務主任)

第 1 1 条 本専門職大学院に、教務主任を置く。

- 2 教務主任は、本専門職大学院の教務をつかさどる。
- 3 教務主任の選任方法は、別に定める。
- 4 教務主任の任期は、2 年とする。

(委員会及び教授会)

第 1 2 条 本専門職大学院に、専門職大学院委員会を置く。

- 2 各研究科に、研究科教授会を置く。

(研究科教授会の組織)

第 1 3 条 研究科教授会は、教授会員をもって組織する。

- 2 本専門職大学院の専任教授及び専任として任用される特任教授（実務家教員として任用される者に限る。）は、教授会員となる。
- 3 本専門職大学院の専任准教授、専任講師並びに専任として任用される特任准教授及び特任講師は、当該研究科教授会の議決に基づき、大学がこれを委嘱した場合に教授会員となる。ただし、当該特任准教授及び特任講師は、実務家教員として任用される者に限る。
- 4 専任とみなして任用される特任教員その他当該研究科教授会が特に認めた教授会員以外の科目担当教員は、第 1 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する事項についての議決に加わることができる。
- 5 教授会員が法人の理事となったときは、その在任中、教授会の議決に加わることができない。

(研究科長)

第 1 4 条 各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。
- 3 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長は、研究科教授会において互選するものとする。
- 5 研究科長の任期は、2 年とする。

(専攻主任)

第 1 5 条 各研究科の専攻に専攻主任を置く。

- 2 専攻主任は、当該専攻の教務をつかさどる。
- 3 専攻主任は、当該専攻において互選するものとする。
- 4 専攻主任の任期は、2 年とする。

(研究科教授会の職務)

第 1 6 条 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を議決する。

- (1) 学生の入学及び修了に関する事項

- (2) 学位授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の議決が必要なものとして学長が定めるもの
- 2 前項第3号に基づく事項は、次のとおりとする。
- (1) 教育及び研究に関する事項
 - (2) 教育課程の編成、変更及び実施に関する事項
 - (3) 学生の留学、休学、復学、退学及び再入学等に関する事項
 - (4) 試験に関する事項
 - (5) 学生の育英・奨学及び賞罰に関する事項
 - (6) 教員の推薦、進退及び兼職に関する事項
 - (7) 研究科長候補者の推薦に関する事項
 - (8) 特別研究者及び在外研究員の推薦に関する事項
 - (9) 研究科教授会の運営に関する事項
- 3 研究科教授会は、前2項に規定するもののほか、学長、専門職大学院長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項について、議決することができる。

(研究科教授会の議決)

第17条 研究科教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、第13条第4項に規定する教員を定足数の計算に加えないものとする。

- 2 審議事項を議決するには、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

(研究科教授会の議事録)

第18条 研究科教授会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 専門職大学院事務長は、前項の議事録を作成し、当該研究科長の署名を得て、これを保管するものとする。

(教授会規程の準用)

第19条 本章に定めるもののほか、研究科教授会に関する事項は、明治大学学部教授会規程（昭和38年規程第22号）を準用する。

(専門職大学院委員会の組織)

第20条 専門職大学院委員会は、専門職大学院長、教務主任、各研究科長、専攻主任及び各研究科から選出された各1名の専門職大学院委員をもって組織する。

- 2 専門職大学院委員の任期は、2年とする。

(専門職大学院委員会の職務)

第21条 専門職大学院委員会は、教育研究に関する重要な事項で、専門職大学院委員会の議決が必要なものとして学長が定めた次の事項について議決する。

- (1) 各研究科に共通な事項
- (2) 専門職大学院における教員の人事に関する事項
- (3) 研究科間の調整に関する事項
- (4) 事務組織に関する事項
- (5) 学部長会に付議する事項

2 専門職大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び専門職大学院長がつかさどる教育研究に関する事項並びに学長から諮問された事項について、議決することができる。

(専門職大学院委員会の議決)

第22条 専門職大学院委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審議事項を議決するには、出席委員の3分の2以上の同意がなければならない。

(専門職大学院委員会の議事録)

第23条 専門職大学院委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 専門職大学院事務長は、前項の議事録を作成し、専門職大学院長の署名を得て、これを保管するものとする。

第5章 課程修了の要件

第1節 教育課程、履修方法等

(教育課程)

第24条 本専門職大学院は、第2条の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 本専門職大学院は、十分な教育効果が認められるときは、当該研究科教授会の議を経て、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 本専門職大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、当該研究科教授会の議を経て、夜間その他特定の時間又は時期において授業

又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

5 第3項に関し必要な事項は、別に定める。

(必要単位数等)

第25条 本専門職大学院(法務研究科を除く。)の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。

2 法務研究科の修了に必要な単位数は、93単位以上とする。

3 各研究科の授業科目、単位数及び履修方法等については、別表1及び別表1の2のとおりとする。

4 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(他の専門職大学院又は大学院における授業科目の履修等)

第26条 本専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科教授会の議を経て、学生が他の専門職大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、課程修了の要件として定める単位数の2分の1に相当する単位の範囲(法務研究科においては、30単位を超えない範囲)で本専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

(1) 学生が外国の大学院に留学した場合

(2) 学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修した場合

(3) 学生が外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を日本国内において履修した場合

- (4) 学生が国際連合大学の教育課程における授業科目を履修した場合
(入学前の既修得単位の認定)

第27条 本専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科教授会の議を経て、学生が本専門職大学院に入学する前に専門職大学院（本専門職大学院を含む。）又は大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、本専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条により本専門職大学院において修得したものとみなすことができる単位数と合わせて、課程修了の要件として定める単位数の2分の1に相当する単位（法務研究科においては、30単位）を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職大学院設置基準第20条の7第6号の規定に定める認定連携法曹基礎課程を修了して法務研究科に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法務研究科が認める者が、その入学前に専門職大学院設置基準第20条の7第6号の規定に定める認定連携法科大学院において履修した授業科目について修得した単位については、前条第1項の規定により法務研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。

4 前3項の規定により認定した単位は、本専門職大学院の課程修了に必要な単位数に算入することができる。

(法学既修者の単位の認定)

第27条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法学既修者については、法務研究科教授会の議を経て、法務研究科における特定の授業科目について、既に単位を修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第26条及び前条第1項により法務研究科において修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。ただし、第25条第2項の規定により、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合、その超える部分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程を修了して法務研究科に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法務研究科が認める者について、規定中「30単位」とあるのは「46単位」とする。

(履修する授業科目の届出)

第28条 学生は、履修しようとする授業科目を毎年所定の期間内に届け出なければならない。

第2節 成績評価及び試験

(単位の授与)

第29条 本専門職大学院は、履修した授業科目の試験の成績及び当該授業への日常の取組みと成果を総合的に評価し、これに合格した場合には、所定の単位を与える。

(成績の表示)

第30条 学業成績は、次のとおりとし、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。

学業成績 (点数)	S (100～90)	A (89～80)	B (79～70)	C (69～60)	F (59～0)
--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	-------------

(試験)

第31条 試験は、毎学期末に行う。ただし、授業科目の担当教員は、当該授業方法・内容に応じて、臨時に行うことができる。

2 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

(受験の条件)

第32条 試験は、履修した授業科目でなければ受けることができない。

2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は停学の期間中の者は、試験を受けることができない。

第3節 学位

(学位)

第33条 本専門職大学院（法務研究科を除く。）において、第5条第1項に規定する在学期間を満たし、所定数の単位を修得し、修了した者には、当該研究科教授会の議を経て、修士（専門職）の学位を授与する。ただし、当該研究科において、単位の取得に加えて、成果報告等の審査を課程修了の要件にしている場合は、本文中「単位を修得し」とあるのは、「単位を修得し、かつ、成果報告等についての審査に合格し」と読み替えて適用するものとする。

2 法務研究科において、第5条の2第1項に規定する在学期間を満たし、所定数の単位を修得し、修了した者には、法務研究科教授会の議を経て、法務博士（専門職）の学位を授与する。

(学位記の交付)

第 3 4 条 学位を授与された者には、学位記を交付する。

(学位規程)

第 3 5 条 学位に関する審査手続等についての取扱基準は、明治大学学位規程（昭和 3 3 年規程第 8 号）により定めるものとする。

第 6 章 学年、学期、休日及び休業日

(学年及び学期)

第 3 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期の 2 学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

(休日及び休業日)

第 3 7 条 次に掲げる日を休日及び休業日とする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定められた休日

(3) 本大学創立記念日（1 月 1 7 日）

(4) 本大学創立記念祝日（1 1 月 1 日）

(5) 本大学が定める休業日

2 前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に授業を行うことがある。

第 7 章 入学、留学、休学、復学、退学及び再入学

(入学の時期)

第 3 8 条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学の資格)

第 3 9 条 本専門職大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、所定の試験に合格した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における 1 6 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 1 6 年の課程を修了した者

(5) 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 1 6 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が 3 年以上の課程

を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣が指定した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、各研究科において、所定数の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学試験)

第40条 本専門職大学院は、入学を志願する者に対して、所定の入学試験を実施する。

(入学の志願)

第41条 本専門職大学院に入学を志願する者は、所定の手続によって願い出るものとする。

(入学の手続)

第42条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

(留学)

第43条 外国の専門職大学院若しくは大学院又はそれに準ずる高等教育機関において授業科目を履修しようとする者は、所定の留学願を提出し、許可を得て留学することができる。

2 前項による留学期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認めた場合は、引き続き1年に限り留学期間の延長を許可することができる。

3 留学期間は、在学年数に算入する。

4 留学によって修得した単位は、当該研究科教授会の議を経て、本専門職大学院の課程修了の要件である単位として認定することができる。

5 前項により認定することができる単位数は、第26条及び第27条第1項により本専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、課程修了の要件として定める単位数の2分の1に相当する単位を超えないものとする。

6 前項の規定にかかわらず、第4項により法務研究科において認定することができる単位数は、第26条、第27条第1項及び第27条の2第1項により法務研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて30単

位を超えないものとする。ただし、法学既修者については、第25条第2項の規定により、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合、その超える部分の単位数に限り、30単位を超えて修得したものとみなすことができる。

7 前項の規定にかかわらず、認定連携法曹基礎課程を修了して法務研究科に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法務研究科が認める者について、規定中「30単位」とあるのは「46単位」とする。

8 前各項のほか、留学に関する事項は、別に定める。

(休学)

第44条 病気その他やむを得ない理由により休学しようとする者は、その理由を明記の上、願い出て許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間等)

第45条 休学は、当該学期の期間とする。ただし、当該休学期間が満了してもなお休学を要する場合には、所定の手続を経て許可を得た上、引き続き次の学期について休学をすることができる。

2 前項の規定により休学期間を延長するときは、当初の休学期間を含めて2年を限度とする。ただし、法務研究科において、特別の事情がある場合には、所定の手続を経て、更に1年を上限として休学を許可することができる。

3 在学中に休学することができる期間は、通算して2年（法務研究科においては、通算して3年）を超えることができない。

4 休学した者は、学期の始めでなければ復学することができない。

5 休学期間は、在学年数に算入しない。

第46条 削除

(退学)

第47条 病気その他の理由によって、退学しようとする者は、その理由を明記し、願い出なければならない。

2 成績不良で改善の見込みのない者は、退学させることがある。

3 法務研究科において、法務研究科教授会で定める進級要件を満たさないことにより同一年次に引き続き2年間（休学の期間は除く。）在学する学生が、なお進級できない場合は、その末日に退学させる。

(再入学)

第48条 退学した者が再入学を願い出たときは、当該研究科教授会の議を経て、選考試験の上、学期の始めに限り許可することがある。この場合に

において、既修科目の全部又は一部を再び履修させることがある。

(除籍)

第49条 学費の納付を怠った者は、除籍する。

(入学、留学、休学、復学、退学及び再入学の許可)

第50条 入学、留学、休学、復学、退学及び再入学の許可は、当該研究科教授会の議を経て、学長がこれを行う。

第8章 学費等

(入学検定料)

第51条 本専門職大学院に入学しようとする者は、別表2に定める入学検定料を納入しなければならない。第48条の規定による再入学の場合も同様とする。

(学費)

第52条 各研究科の学生は、別表2に定める授業料その他所定の学費を納入しなければならない。

(納期等)

第53条 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。

2 本章に定めるもののほか、学費等の納入について必要な事項は、別に定める。

第9章 委託学生、科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、交換留学生、学部履修生及び特別聴講学生

(委託学生)

第54条 本専門職大学院は、官公庁又は外国政府その他の委託があったときは、その者を委託学生として、第39条の規定にかかわらず、当該研究科教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 委託学生は、第52条に定める学費を納入しなければならない。

3 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

4 前項の試験に合格した者には、証明書を交付する。

5 委託学生については、前各項の規定のほか、正規の学生についての規定(第5章第3節の規定は除く。)を準用する。

(科目等履修生)

第55条 本専門職大学院の特定の授業科目について単位修得を希望する者については、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、当該研究科教授会の議を経て、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第29条の規定を準用する。

3 履修を許可された者は、別表 2 に定める入学金及び履修料を納入しなければならない。

4 科目等履修生については、前 3 項の規定のほか、前条第 5 項の規定を準用し、その他必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 5 6 条 本専門職大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者については、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、当該研究科教授会の議を経て、聴講を許可することがある。

2 聴講の期間は、1 年とする。

3 聴講を許可された者は、別表 2 に定める入学金及び聴講料を納入しなければならない。

4 聴講生については、前 3 項の規定のほか、第 5 4 条第 5 項の規定を準用する。

(研究生)

第 5 7 条 本専門職大学院において特定の研究課題について指導を受けようとする者については、各研究科の教育研究に支障のない場合に限り、当該研究科教授会の議を経て、研究生として受入れを許可することがある。

2 研究生の受入期間は、1 年以内とする。

3 研究生は、別表 2 に定める入学金及び研究指導料を納入しなければならない。

4 研究生については、前 3 項の規定のほか、第 5 4 条第 5 項の規定を準用し、その他必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 5 8 条 外国人で本専門職大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 この学則に規定するもののほか、外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(交換留学生)

第 5 9 条 本専門職大学院と外国の大学との学生交流協定に基づき、本専門職大学院に留学を志願する者があるときは、当該研究科教授会の議を経て、交換留学生として入学を許可することがある。

2 交換留学生の入学、在学年限、学費等に関する事項は、別に定める。

(学部履修生)

第 5 9 条の 2 本専門職大学院の特定の授業科目について履修を希望する本大学の学部の学生については、当該研究科の教育に支障のない限り、研

究科教授会の議を経て、学部履修生として、その履修を許可することがある。

- 2 学部履修生がその履修した授業科目について試験を受け、合格したときは、単位を与える。
- 3 学部履修生の履修料は徴収しない。
- 4 法務研究科においては、本大学法学部の学生に限り、前3項の規定を適用する。

(特別聴講学生)

第59条の3 本専門職大学院は、次章の規定により交流する他の専門職大学院等との間で締結した協定に基づき、研究科教授会の議を経て、当該専門職大学院等の学生を特別聴講学生として受け入れることがある。

第10章 他の専門職大学院等との交流

(他の専門職大学院等との交流)

第60条 本専門職大学院は、教育研究上有益と認めるときは、他の専門職大学院又は大学院と交流を図り、単位の互換を行うことができる。

第11章 教育施設等

(教育施設)

第61条 本専門職大学院には、その教育に必要な講義室、演習室、実習室等を備えるものとする。

(図書館)

第62条 本専門職大学院の図書館を明治大学図書館内に置く。

- 2 前項の図書館については、明治大学図書館規程(2012年度規程第31号)で定める。

(ローライブラリー)

第62条の2 法務研究科に、ローライブラリーを置く。

- 2 ローライブラリーについては、別に定める。

第12章 厚生・保健施設及び奨学制度

(厚生・保健施設及び奨学制度)

第63条 厚生・保健施設及び奨学制度については、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第64条 人物及び学業の優秀な者は、表彰することがある。

(懲戒)

第65条 学生が、本大学の校規に違反し、若しくは本大学の秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があったときは、その情状によって懲戒を行

う。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学の3種とする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(3) 正当な理由が無く学業を怠る者

(賞罰の執行)

第66条 賞罰は、当該研究科教授会の議を経て、学長が行う。

第14章 学則等の適用

(学則等の適用)

第67条 この学則において特に定めがない事項については、明治大学学則及び明治大学学則により別に定められた細則等による。

附 則 (2007年度規則第21号)

この学則は、2008年(平成20年)4月1日から施行し、別表1の規定中ガバナンス研究科専門職学位課程の必要単位数・履修方法・研究指導に係る部分(第10項に限る。)は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用する。

(通達第1676号)

附 則 (2008年度規則第11号)

(施行期日)

1 この学則は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1777号) (注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2009年度規則第10号)

(施行期日)

1 この学則は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在

学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、グローバル・ビジネス研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1843号) (注 グローバル・ビジネス研究科に係るカリキュラムの改定に伴う別表1の改正)

附 則 (2009年度規則第12号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1864号) (注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2009年度規則18号)

この学則は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

(通達第1894号) (注 助教の設置及び人材養成その他の教育研究上の目的を規定することに伴う改正)

附 則 (2010年度規則第11号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第1983号) (注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2010年度規則第14号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2011年(平成23年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則の施行日（以下「施行日」という。）の前日において在学する者が、施行日前に休学した期間については、改正後の第45条第3項に規定する通算の休学年限には算入しないものとする。

(通達第2003号) (注 休学に係る取扱いの変更に伴う改正)

附 則 (2010年度規則第15号)

この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

(通達第2004号) (注 入学資格等に係る規定の整備及び学部履修生制度の導入に伴う改正)

附 則 (2011年度規則第11号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第2052号) (注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2012年度規則第10号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第2152号) (注 特別聴講学生の新設並びにカリキュラム及び学費の改定に伴う本則及び別表の改正)

附 則 (2012年度規則第15号)

この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

(通達第2181号) (注 履修の届け出に関する規定の整備及び明治大学図書館規程に係

る校規番号の変更に伴う改正)

附 則 (2 0 1 3 年度規則第 8 号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2014 年 (平成 2 6 年) 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表 1 の規定は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学者から適用し、施行日の前日において在学する者 (以下「在 学生」という。) に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の規定による授業科目のうち、 当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履 修することができるものとする。

(通達第 2 2 3 2 号) (注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2 0 1 3 年度規則第 1 3 号)

この学則は、2014 年 (平成 2 6 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2 2 4 8 号) (注 学期名称の変更等に伴う改正)

附 則 (2 0 1 4 年度規則第 1 1 号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2016 年 (平成 2 8 年) 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第 7 条の規定にかかわらず、2016 年度 (平成 2 8 年度) に おけるガバナンス研究科ガバナンス専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	収容定員
ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	1 0 5

(通達第 2 3 0 0 号) (注 ガバナンス研究科における収容定員の変更に伴う改正)

附 則 (2 0 1 4 年度規則第 1 4 号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2015 年 (平成 2 7 年) 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表 1 の規定は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学者から適用し、施行日の前日において在学する者 (以下「在 学生」という。) に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の規定による授業科目のうち、 当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履 修することができるものとする。

(通達第 2 3 0 3 号) (注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2 0 1 4 年度規則第 2 0 号)

この学則は、2 0 1 5 年 (平成 2 7 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2 3 1 8 号) (注 学校教育法の改正により研究科教授会及び専門職大学院委員会の議決事項を変更することに伴う本則の改正)

附 則 (2 0 1 5 年度規則第 1 0 号)

この学則は、2 0 1 6 年 (平成 2 8 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2 3 6 9 号) (注 二部の廃止に伴う本則の改正)

附 則 (2 0 1 5 年度規則第 1 5 号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2 0 1 6 年 (平成 2 8 年) 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表 1 の規定は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学者から適用し、施行日の前日において在学する者 (以下「在学生」という。) に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第 2 3 8 0 号) (注 カリキュラム及び学費の改定に伴う別表の改正)

附 則 (2 0 1 6 年度規則第 8 号)

この学則は、2 0 1 7 年 (平成 2 9 年) 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2 4 4 3 号) (注 学校教育法施行規則の改正による各研究科の方針に係る規定の設定及び入学資格の変更、教育方法の特例に係る規定の設定並びに機関名称の変更に伴う改正)

附 則 (2 0 1 6 年度規則第 1 4 号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2 0 1 7 年 (平成 2 9 年) 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表 1 及び別表 3 の規定は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学者から適用し、施行日の前日において在学する者 (以下「在学生」という。) に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第2452号) (注 カリキュラム及び学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2017年度規則第5号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

(通達第2490号) (注 標準就業年限の特例に係る規定の制定、履修できる単位数の上限の変更等に伴う別表の改正)

附 則 (2017年度規則第7号)

この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2493号) (注 会計専門職研究科会計専修コース1年修了プログラムの設置に係る最長在学期間の変更に伴う改正)

附 則 (2017年度規則第15号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の別表1の規定は、この学則の施行日以後に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者(以下「在学生」という。)に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第2520号) (注 カリキュラムの改定に伴う別表の改正)

附 則 (2017年度規則第17号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(法務研究科の収容定員)

- 2 法務研究科の収容定員は、改正後の第7条の規定にかかわらず、2018年度(平成30年度)及び2019年度(平成31年度)においては、次のとおりとする。

	収容定員
2018年度(平成30年度)	280

2019年度（平成31年度）	200
----------------	-----

（学則の廃止）

3 明治大学法科大学院学則（2003年度規則第5号）は廃止する。

（通達第2525号）（注 法科大学院法務研究科を専門職大学院法務研究科に改組することに伴う改正）

附 則（2018年度規則第4号）

（施行期日）

1 この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の規定にかかわらず、2019年度（平成31年度）におけるグローバル・ビジネス研究科グローバル・ビジネス専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	収容定員
グローバル・ビジネス研究科	グローバル・ビジネス専攻	165

（通達第2578号）（注 グローバル・ビジネス研究科における収容定員の変更に伴う改正）

附 則（2018年度規則第7号）

（施行期日）

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の第27条の2第2項ただし書及び第43条第6項の規定は、この学則の施行日以後に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る教育課程については、なお従前の例による。

（通達第2607号）（注 入学前の単位認定数の上限を変更することに伴う改正）

附 則（2018年度規則第11号）

（施行期日）

1 この学則は、2019年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この学則による改正後の別表1及び別表3の規定は、この学則の施行日以後に第1年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例

による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第 2 6 1 1 号) (注 カリキュラム及び人材養成その他の教育研究上の目的の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2 0 1 9 年度規則第 7 号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2 0 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表 1、別表 1 の 2 及び別表 3 の規定は、この学則の施行日以後に第 1 年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 及び別表 1 の 2 の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第 2 6 8 9 号) (注 カリキュラムの改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2 0 2 0 年度規則第 3 号)

この学則は、2 0 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(通達第 2 7 3 4 号) (注 ガバナンス研究科 1 年修了プログラムに係る授業料及び教育充実料の決定等に伴う別表の改正)

附 則 (2 0 2 1 年度規則第 1 0 号)

(施行期日)

- 1 この学則は、2 0 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則による改正後の別表 1 及び別表 3 の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第 1 年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表 1 の規定による授業科目のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

(通達第 2 7 7 2 号) (注 カリキュラムの改定等に伴う別表の改正)

附 則 (2 0 2 1 年度規則第 8 号)

この学則は、２０２２年４月１日から施行する。

(通達第２８１６号) (注 メディア授業に係る規定の追加及び専門職大学院設置基準等の規定変更に伴う改正)

附 則 (２０２１年度規則第１２号)

(施行期日)

１ この学則は、２０２２年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この学則による改正後の別表１、別表１の２及び別表３の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

３ 前項の規定にかかわらず、改正後の別表１及び別表１の２の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研究科教授会が認めたものについては、在学生であっても、これを履修することができるものとする。

４ 前項の規定により、在学生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、各研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第２８２７号) (注 カリキュラムの改定、メディア授業科目の開設及び学費の改定等に伴う別表の改定)

附 則 (２０２２年度規則第３号)

この学則は、２０２３年４月１日から施行する。

(通達第２８５１号) (注 学費の改定等に伴う別表の改正)

附 則 (２０２２年度規則第１０号)

この学則は、２０２３年４月１日から施行する。

(通達第２８９１号) (注 学籍手続きの変更に伴う改正)

附 則 (２０２２年度規則第１３号)

(施行期日)

１ この学則は、２０２３年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この学則による改正後の別表１及び別表１の２の規定は、この学則の施行日（以下「施行日」という。）以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者（以下「在学生」という。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

３ 前項の規定にかかわらず、改正後の別表１及び別表１の２の規定による授業科目（次項において「新課程の授業科目」という。）のうち、当該研

究科教授会が認めたものについては、在學生であっても、これを履修することができるものとする。

- 4 前項の規定により、在學生が新課程の授業科目を履修し、修得した単位は、各研究科の修了に必要な単位数に含めることができる。

(通達第2918号) (注 カリキュラムの改定及びメディア授業科目の開設に伴う別表の改正)

附 則 (2023年度規則第3号)

この学則は、2024年4月1日から施行する。

(通達第2933号) (注 学費の改定等に伴う別表の改正)